

ガイドライン	議案判断基準
<p>1. 議決権行使の目的</p> <p>アセットマネジメントOne株式会社（以下、「当社」という）は、お客さまと社会に貢献する資産運用会社として適切なスチュワードシップ活動を行い、社会の資源が最適に配分されることを促すことで、経済・社会の健全な発展に貢献したいと考えています。</p> <p>当社は、スチュワードシップ責任を果たす上で、議決権行使を最も重要な取組みの一つとして位置付けています。実際の議決権行使に当っては、企業に対し、中長期的な株主利益の最大化を目的とした経営を行うよう強く求めるとともに、適切なガバナンスの下、環境・社会にも配慮した健全な企業行動を促します。</p> <p>2. 利益相反の管理態勢</p> <p>上記の議決権行使の目的を達成する上で、当社親会社およびグループ会社等の利益相反のおそれのある対象先の議決権行使については、適切な行使判断および管理を行う態勢を構築します。</p> <p>具体的には、経営政策委員会として設置された「責任投資委員会」が議決権行使をはじめとしたスチュワードシップ活動全般を統括するとともに、利益相反の適切な管理を行います。責任投資委員会は、運用本部長を委員長、リスク管理本部長等を委員とし、経営企画・営業部門から独立した資産運用部門において審議を尽くし、責任投資を推進します。監査等委員が責任投資委員会に出席するなど、適切な牽制態勢を構築します。</p> <p>この責任投資委員会では、利益相反等の観点で最も重要な議案および議決権行使ガイドラインの制定・改廃等の審議を行うとともに、スチュワードシップ責任の履行状況の評価・見直しや投資先企業との対話（エンゲージメント）等、スチュワードシップ活動全般に関する事項について審議、報告を行います。</p> <p>親会社等、利益相反の観点で最も重要な会社の議案については、独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、責任投資委員会にて審議した上で適切な行使判断を行います。その行使結果につ</p>	

ガイドライン	議案判断基準
<p>いては、取締役会および監査等委員会に報告することによって、モニタリングする態勢を構築しております。</p> <p>責任投資委員会の下部組織として、「議決権行使部会」を設置し、個別議案（責任投資委員会で審議対象とする「利益相反等の観点で最も重要な議案」を除く）について、適切な議決権行使を行います。なお、議決権行使部会で審議された議決権行使結果については、責任投資委員会へ報告されます。</p> <p>3. 議決権行使の考え方</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>議決権行使に当たり、上記「株主議決権行使の目的」を達成し、投資先企業における適切なコーポレートガバナンスを促すため、下記の通り議決権行使基準を定めます。</p> <p>また、中長期的な株主利益に適った実効性のある議決権行使基準となるよう、経済・社会の変化に合わせて、議決権行使基準を適宜見直して参ります。</p> <p>(2) エンゲージメントとの関係</p> <p>当社では議決権行使の判断に当たり、単に形式的な判断基準に留まることなく、投資先企業との建設的な対話（エンゲージメント）に基づき、賛否判断を行うことを重視します。当該対話に基づく議案判断を行う場合、責任投資委員会または議決権行使部会において重要な議案として審議され、適切に行使判断を行います。</p> <p>また、コーポレートガバナンスに関して、議決権行使基準として画一的な基準を設けることが相応しくない課題等については、投資先企業との建設的な対話（エンゲージメント）による解決を目指します。</p>	

ガイドライン	議案判断基準
<p>(3) 議決権行使のプロセス</p> <p>当社では議案種別ごとに定めた議決権行使基準に基づき、公正に議案判断を行います。ただし、法令違反等の不祥事や株主資本効率が低位にある場合など、コーポレートガバナンスに課題が生じている企業の議決権行使については、株主利益の中長期的な最大化を図る上で、慎重な判断を行います。この場合、予め対象企業のスクリーニングを実施し、責任投資委員会または議決権行使部会において、重要な議案として適切な審議を行う態勢を構築しております。また、必要に応じて企業との対話（エンゲージメント）を実施し、適切な議案判断を行います。</p>	<p>○具体的な判断を行う事前の準備として、4. A (1) 取締役会、(2) 監査役会および(3) 役員報酬等においてはメディアチェックを、4. A. (1) 取締役会、(3) 役員報酬および4. B. (1) 剰余金処分等においては業績チェックをそれぞれ行い、個別精査を行う必要のある企業を抽出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事等に関するメディアチェック 日系主要紙・監督省庁ホームページ等にて、法令違反・不祥事等への関与等の記事が掲載された企業について抽出する。 ・業績チェック 資本が有効に活用されず株主価値が著しく毀損されている、もしくは株主への還元が不十分と考えられる企業を以下のような項目を勘案して抽出する。 <ul style="list-style-type: none"> ①3 期連続赤字かつ 3 期連続無配 ②資本の額が前期比で 50%未満 ③債務超過 ④3 期連続で東証一部上場企業の ROE 下位 1/3 分位未満 ⑤3 期連続でネットキャッシュ比率（※）が 25%以上、東証一部上場企業の ROE1/2 分位未満、決算期末の PBR が 1 倍未満 ⑥3 期連続で総還元性向が 30%未満かつ ROE8%未満（赤字企業除く） <p>（※）ネットキャッシュ比率＝（現預金＋短期有価証券－有利子負債）/総資産</p>

ガイドライン	議案判断基準
<p>4. 具体的な議決権行使基準</p> <p>当社は議案種別ごとに議決権行使基準を定めております。具体的な議決権行使基準およびその前提となる考え方は以下の通りです。</p> <p>A. 執行・監督機関に関する議案</p> <p>取締役および取締役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を踏まえ、企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、収益力・資本効率等の改善を図ることが必要である。</p> <p>適切なコーポレートガバナンスの実現に向けて、取締役は経営陣（執行役および執行役員を含む）および取締役相互において、実効性の高い監督を行うべきである。</p> <p>監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を踏まえ、取締役等の職務執行の監査等において、独立した立場において適切な判断を行うことが必要である。</p> <p>こうした役割・責務は、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用している場合においても、適切に果たされるべきである。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>①機関設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営に対して適切な監督体制が築かれていることが望ましい。 <p>②取締役会の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効性の観点から、取締役会は適切な人数により構成されることが望ましい。取締役会の規模に 	<p>○監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社もしくは指名委員会等設置会社への移行、または監査等委員会設置会社から指名委員会等設置会社への移行については、原則賛成。</p> <p>○指名委員会等設置会社から監査等委員会設置会社もしくは監査役会設置会社への移行、監査等委員会設置会社から監査役会設置会社への移行については、原則反対。</p> <p>○取締役会規模については改選後 20 名以上の場合、代表取締役に原</p>

ガイドライン	議案判断基準
<p>関して改善が必要と判断される場合、原則として反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役の増員については、経営の効率性を損なうおそれがあることから、合理的な理由がない限り原則として反対する。 <p>③取締役の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令違反・不祥事等が発生し、株主価値の毀損もしくは社会的信用の失墜により経営上の影響が生じている場合は、当該不祥事等に関して責任もしくは関与があると認められる候補者の再任または選任に対し、原則として反対する。 中長期で見て、資本生産性をはじめとする業績の低迷によって生じた株主価値毀損の責は経営を担う取締役にありと判断する。 <p>④社外取締役の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> 社外取締役の選任において、その独立性が確保されていないと判断される候補者は、原則として反対する。 	<p>則反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業績チェックのうち、①3期連続赤字かつ3期連続無配に該当する企業については、取締役増員に原則反対。その場合は代表取締役に反対。 ○法令違反・不祥事等に該当する場合、原則反対（詳細後述）。 ○業績チェックのうち、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が認められない場合、3年以上在任した取締役の再任に原則反対。ただし、監査等委員である取締役は除く。 <ul style="list-style-type: none"> ①3期連続赤字かつ3期連続無配 ②資本の額が前期比で50%未満 ③債務超過 ④3期連続で東証一部上場企業のROE下位1/3分位未満 ⑤3期連続でネットキャッシュ比率が25%以上、東証一部上場企業のROE1/2分位未満、決算期末のPBRが1倍未満 ○独立性基準 <ul style="list-style-type: none"> ・当該企業との利害関係を一切有しない独立した立場であることを前提とする。具体的には、金融商品取引所への独立役員としての届出の有無により判断する。 ・金融商品取引所へ独立役員として届出を行う予定がある場合、当

ガイドライン	議案判断基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社外取締役による取締役会への監督・牽制機能および実効性を確保する観点から、取締役会への出席率等を勘案し、問題があると認められる社外取締役の再任に対し、原則として反対する。 ・ 取締役会に社外取締役が一定数以上選任されていない場合、経営の健全性や透明性が損なわれるおそれがあると判断されるため、代表取締役の再任に対し、原則として反対する。 ・ 不祥事等により株主価値が毀損されたと判断される企業において、社外取締役が1名も選任されていない場合、当該企業の取締役会の監督・牽制機能は十分果たされていないと判断され、取締役の再任者全員に対して原則として反対する。 	<p>該企業の大株主企業（持株比率 10%以上）に過去 10 年以内に在籍した実績がないこと。</p> <p>なお、大株主企業への在籍（グループ含む）があった場合、再建中/合併予定等の個別の企業の状況にかかわらず原則反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引所へ独立役員として届出を行わない場合、独立性がないものと判断する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 取締役会への出席率が 85%未満の場合、原則反対。 ○ 監査等委員である社外取締役は、取締役会または監査等委員会の何れかへの出席率が 85%未満の場合、原則反対。 ○ 各会への出席状況を具体的に把握するための情報が開示されていない場合、原則反対。 ○ 他の企業の役員との兼任状況については、明らかに問題がある場合は、個別に判断する。 ○ 総会後に社外取締役が 2 名以上在任していないことが明確である場合には、代表取締役に原則反対。 ○ 不祥事等は社会的問題となる極端な場合に対応。

ガイドライン	議案判断基準
<p>(2) 監査役会</p> <p>①監査役数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査役の減員については、経営の健全性や透明性が損なわれるおそれがあり、その合理性に欠く場合、原則として反対する。 <p>②監査役を選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反・不祥事等が発生し、株主価値の毀損もしくは社会的信用の失墜により経営上の影響が生じている場合は、当該不祥事等に関して責任もしくは関与があると認められる候補者の再任または選任に対し、原則として反対する。 <p>③社外監査役を選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社外監査役の選任において、その独立性が確保されていないと判断される候補者は、原則として反対する。 ・社外監査役による取締役会・監査役会への監査・牽制機能および実効性を確保する観点から、取締役会・監査役会への出席率等を勘案し、問題があると認められる社外監査役の再任に対し、原則として反対する。 <p>(3) 役員報酬</p> <p>①役員報酬に係る議案（役員賞与・退職慰労金等を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を担う取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬には、中長期的な株主利益の最大化を目指す上で、業績連動報酬や株式報酬が含まれるこ 	<ul style="list-style-type: none"> ○監査役減員については、監査役総数または社外監査役が1名以上減員し、合理的な理由がない場合、代表取締役原則反対。 ○法令違反・不祥事等に該当の場合、原則反対。 ○独立性基準 社外取締役の独立性基準に準ずる。 ○取締役会または監査役会の何れかへの出席率が85%未満の場合、原則反対。 ○各会への出席状況を具体的に把握するための情報が開示されていない場合、原則反対。 ○他の企業の役員との兼任状況については、明らかに問題がある場合は、個別に判断する。

ガイドライン	議案判断基準
<p>とが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方で、経営に対する監督・牽制機能が期待される監査等委員である取締役および監査役に対しては、固定かつ金銭報酬であることが望ましい。 退職慰労金制度は、年功的性格が強いことから、中長期的な株主利益の最大化の観点には馴染まない報酬制度と考え、原則として反対する。 不祥事等により株主価値が毀損されたと判断される企業における役員報酬の増額、もしくは役員賞与の支給に対し、原則として反対する。 業績が低迷している企業における役員報酬の増額、もしくは役員賞与の支給に対し、原則として反対する。ただし、合理的な理由があると判断される場合はこの限りではない。 <p>②株式報酬に係る議案（ストックオプションを含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式報酬制度の導入については、原則として賛成する。ただし、以下の要件に該当する場合、合理的な理由がない限り会社提案に反対する。 <ul style="list-style-type: none"> 株主価値の希薄化に一定の影響を与える場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○役員賞与、業績連動報酬、株式報酬の支給・付与対象者に、発行会社の監査等委員である取締役や監査役、グループ会社（発行会社、子会社、関連会社含む）以外の社外者（アドバイザー等）が含まれる場合は、原則反対。 なお、子会社・関連会社の監査等委員である取締役・監査役については、発行会社のガバナンスに影響しないという考えのもと原則賛成。 ○法令違反・不祥事等に該当する場合、役員報酬の増額、役員賞与の支給に原則反対。 ○業績チェックのうち、以下の何れかに該当し、合理的な理由が認められない場合は原則反対。 <ul style="list-style-type: none"> ①3期連続赤字かつ3期連続無配 ②資本の額が前期比で50%未満 ③債務超過 ○発行済株式数に対して5%以上希薄化する場合、原則反対（過去

ガイドライン	議案判断基準
<p>－行使価格やスキーム等に関する決定方法に問題があると判断される場合</p> <p>－譲渡制限付株式報酬において、譲渡制限期間が極端に短い場合</p> <p>B. 資本政策・剰余金処分</p> <p>資本は株主に帰属するものであり、企業が有効に活用し、株主価値を向上させると共に、株主に対し利益を還元すべきものである。企業の資本政策が事業展開を阻害し、企業の将来的な価値を低下させる、もしくは株主利益を著しく減少させるような場合には、議決権行使により政策の変更を求める。</p> <p>(1) 剰余金処分</p> <p>① 配当に関する議案</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本生産性の水準を勘案した上で、株主への還元が低水準にある企業の場合、剰余金処分に対し原則として反対する。ただし、剰余金処分により財務が不安定になる可能性があるとは判断される場合は、当処分案の妥当性を個別に判断する。 過剰な剰余金処分は株主価値を毀損するおそれがあると考えられるため、自己資本の水準等を勘案した上で個別に判断する。 <p>② 配当以外の剰余金処分</p> <ul style="list-style-type: none"> 配当以外の剰余金処分については、企業価値向上の観点から個別に判断する。 自社株取得については、肯定的に判断する。 監査報告書に不適正意見、監査意見差控えが付加されている場合の剰余金処分案は原則として反対する。 	<p>に付与した株式は考慮せず、当該議案で発行される株式数にて判断)。</p> <p>○譲渡制限期間が3年未満の場合、原則反対。</p> <p>○過少配当基準として、業績チェックのうち⑥3期連続で総還元性向が30%未満かつROE8%未満（赤字企業除く）に該当する企業について、財務不安定な場合を除き、原則反対。</p> <p>○過剰配当基準として、総還元性向100%以上かマイナス（利益が赤字である場合）である場合は、個別に判断。</p>

ガイドライン	議案判断基準
<p>③剰余金処分案が株主総会に付議されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 剰余金処分が反対すべき内容で、当剰余金処分案が付議されない場合は、取締役選任議案にて判断する。 <p>(2)資本政策</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本異動に係る議案については、株式価値の希薄化の影響、企業価値の健全性確保等の観点から、株主利益に反していないことを以下の項目につき個別に判断する。株主価値の向上に資すると判断される場合は原則として賛成するが、株主利益に反し、株主価値が毀損されるおそれのあるものについては反対する。 <ul style="list-style-type: none"> 合併、買収、営業譲渡等に係る議案 増資・新株予約権・転換社債の発行に係る議案 減資・自社株消却に係る議案 株式併合に係る議案 法定準備金の取崩しに係る議案 買収防衛策など、株主利益に影響があると想定される資本異動に係る議案 <p>C. ガバナンス全般・その他に関する議案</p> <p>会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、経済・社会における様々なステークホルダーとの協働の成果である。いわゆるESG（環境、社会、ガバナンス）問題への積極的な対応は、経済・社会全体に利益をもたらすと共に、会社自身に対しても利益が還流され、中長期的に株主利益に資するものである。取締役会・経営陣は、ステークホルダーの権利や健全な事業倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向け、リーダーシップを発揮すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○過少配当基準に該当する場合は、3年以上在任取締役の再任に原則反対。 ○過剰配当基準に該当する場合は、取締役の再任に原則反対。

ガイドライン	議案判断基準
<p>(1) 買収防衛策</p> <ul style="list-style-type: none"> 買収防衛策は経営者の保身に利用されるおそれがあり、株主価値の正当な評価を阻害する可能性があるため、必要性和合理性が十分で、かつその内容が経営者の恣意性を排除するものであるべきと考える。 <p>・買収防衛策が株主総会に付議されていない場合は、全ての取締役選任議案に原則として反対する。</p> <p>(2) 定款変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 株主利益に反するおそれがない限り、原則として賛成する。 	<p>○以下の要件の何れかに該当する場合、原則反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社外取締役が複数名、かつ社外取締役の構成比率が 1/3 以上在任または選任する議案が上程されていない場合 買収防衛策の発動時において、大規模買付ルールの不遵守、高裁四類型、強圧的二段階買収の場合を除き、独立した第三者が過半を占める特別委員会の勧告や株主意思確認総会の決議等によるチェック機能なく発動できる場合 検討期間が無期限に延長されうる場合 買収防衛策の見直し時期が 3 年超の場合 3 期連続で東証一部上場企業の ROE 下位 1/3 分位未満である場合 創業者等の経営者関係者が合計 20% 超保有している場合 <p>○以下の要件の何れかに該当する場合に反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行可能株式総数の大幅な拡大 (※) <p>(※) 拡大後の発行可能株式総数が、現在の発行済株式総数の 2 倍超を目安。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別決議の定足数引下げ 組織再編の決議要件の加重 取締役解任の決議要件の加重 取締役の任期伸長・分散 決議拒否権条項付種類株式 (いわゆる黄金株) を用いた実質的な

ガイドライン	議案判断基準
<p>(3) 会計監査人選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として賛成する。 ・ただし、法令違反・不祥事等により特に問題があると判断される会計監査人の選任には反対する。 <p>(4) 株主提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として株主価値向上の観点から個別に判断を行う。 ・なお、コーポレートガバナンスに関する適切な情報開示の充実を求める議案については、株主価値向上に資すると判断されるため、原則として賛成する。 ・一方で、明らかに株主価値向上以外の目的を持つと推測される議案(政治的問題解決・社会的問題解決等の目的)や、明らかに業務執行の範疇であると判断される議案(具体的かつ詳細な業務執行に係る定款変更)については、原則として反対する。 	<p>買収防衛策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合理的な理由がない取締役の員数増加・監査役の員数減少 ・会計監査人の責任範囲の限定 <p>○非業務執行取締役および監査役(社内・社外)の責任範囲の限定、自己株式の取得は原則賛成。</p> <p>○当該監査人と同時に他の監査人を選定する場合や引継ぎ等により一定期間後に、他の監査人を選定する方針である場合を除き、原則反対。</p>

ガイドライン	議案判断基準
<p>(5) 法令違反・不祥事等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の法令違反・不祥事等(※)が顕在化した場合、当該企業の株主価値が毀損される可能性が高く、その責を明確にして議決権を行使することにより、当該企業に対し適法かつ適切な経営が行われるよう求める。 ・当該企業に関しては、事実確認の他、再発防止等の体制の整備やその後の対応等を勘案の上で個別判断を行う。 <p>(※)法令違反・不祥事等について</p> <p>法令違反・不祥事等が発生し、株主価値の毀損もしくは社会的信用の失墜により経営上の影響が生じている場合を指す。</p> <p>具体的には、顧客（消費者含む）・取引先・債権者・従業員・地域社会等の利害関係者に対する作為・不作為による違法行為、その他社会通念上不適切であると認められる非道徳的行為により会社の社会的信用を失墜するに至った行為等のこと。</p> <p>具体例：総会屋への利益供与、贈収賄、談合、競争入札の妨害、脱税、詐欺、不正会計等の企業犯罪や非道徳的な行為</p> <p>なお、企業として組織上の関与あるいは責任構造に問題があった場合を対象とし、従業員・役員等の個人の責任に帰すべき行為は除外する。</p> <p style="text-align: right;">2016年10月1日制定 2017年4月1日改定 2017年6月30日改定 2018年5月1日改定</p> <p>当ガイドラインおよび議案判断基準は、当社の責任投資の運営に関する規程に基づき、議決権行使における考え方および判断基準等を定めたものである。</p>	<p>○メディアチェックにより対象企業を抽出。</p>